

4.(2)⑯ 外部評価に係る運営推進会議の活用

概要	【認知症対応型共同生活介護★】
○ 認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。【省令改正】	

基準	<現行> 自らサービスの質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表。	<改定後> 自らサービスの質の評価を行うとともに、 次のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表。 i 外部の者による評価 ii 運営推進会議における評価
----	---	--

事業所が、運営推進会議と外部評価のいずれかを選択							
	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所 介護・認知症対 応型通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症グループ ホーム	地域密着型特定 施設入居者生活 介護	地域密着型介護 老人福祉 施設	看護小規模多機 能型居宅 介護
運営推進 会議	○ ※ 定期巡回・ 随時対応型訪問 介護看護は介 護・医療連携推 進会議	○ 6月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	○ 6月に1回以上 開催	○ 2月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	○ 2月に1回以上 追加開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	○ 2月に1回以上 開催	○ 2月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施
外部評価	—	—	—	○	—	—	—

※H27～
介護・医療連携
推進会議に統合

※H27～
運営推進会議に
統合

都道府県が指
定する外部評価機
関によるサービ
スの評価を受け、
結果を公表

※H27～
運営推進会議に
統合